

○講習課程修了者と同等以上の技能等を有する者の認定

(第 51 条の 13 第 1 項第 1 号ロ)

改正 平成 29 年 3 月 22 日

審査基準

平成 29 年 3 月 22 日

法令名	道路交通法
根拠条項	第 51 条の 13 第 1 項第 1 号ロ
処分の概要	講習課程修了者と同等以上の技能等を有する者の認定
原権者 (委任先)	岡山県公安委員会
法令の定め	確認事務の委託の手続等に関する規則 第 10 条第 1 項から第 3 項まで(認定の基準及び手続き)
審査基準	<p>道路交通法第 51 条の 13 第 1 項第 1 号ロの認定の基準は、</p> <p>確認事務の委託の手続等に関する規則第 10 条第 1 項に、</p> <p>公安委員会が放置車両の確認等に関し、駐車監視員資格者講習の課程を修了した者と同等以上の技能及び知識を有すると認める者として認定する場合における当該認定は、次の各号のいずれかに該当する者について、その技能及び知識を審査して行うものとする。</p> <p>1 号 道路交通関係法令の規定の違反の取締りに関する事務に従事した期間が通算して 3 年以上である者。</p> <p>2 号 確認事務における管理的又は監督的地位にあった期間が通算して 5 年以上である者。</p> <p>3 号 前 2 号に掲げる者と同等の経歴を有する者。</p> <p>と規定されているが、同項の「その技能及び知識を審査して行う」とは、原則として、駐車監視員資格者講習における修了考査と同程度の難易度の考査を実施することにより行うこととする。</p>
標準処理期間	30 日
申請先	交通部交通指導課駐車対策係
問い合わせ先	交通部交通指導課駐車対策係
決裁区分等	交通部長

